

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項の規定に基づく命令対象施設一覧

(令和4年3月7日現在)

○令和4年2月18日命令分

施設名称	施設所在地	命令事項	命令の理由
(命令期間が終了したため削除)		令和4年2月18日から同年3月6日までの間(ただし、まん延防止等重点措置期間が変更された場合はその終期まで)、営業時間を午前5時から午後8時までの間とすること	営業時間を午前5時から午後8時までの間とする要請に応じていない事実が確認され、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために特に必要が認められるため
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			

○令和4年3月2日命令分

施設名称	施設所在地	命令事項	命令の理由
(命令期間が終了したため削除)		令和4年3月2日から同年3月6日までの間(ただし、まん延防止等重点措置期間が変更された場合はその終期まで)、営業時間を午前5時から午後8時までの間とすること	営業時間を午前5時から午後8時までの間とする要請に応じていない事実が確認され、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために特に必要が認められるため
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			
(命令期間が終了したため削除)			